

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○口頭により開示請求をすることができる個人情報(三四七・情報公開センター)……………	1
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(三四八・税務課)……………	1
○証紙売りさばき場所の変更の承認(三四九・会計管財課) ……	1
公告	
○特定調達契約に係る落札者の決定(警察本部会計課)……………	1
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部会計課)……………	1
○選挙管理委員会告示	
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程(六五)……………	2

告 示

秋田県告示第三百四十七号

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八号)第二十二條第一項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報について、次のとおり定めただので、告示する。

平成二十年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

新たに口頭により開示請求をすることができることとしたもの

口頭により開示請求をすることができる個人情報	口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容	
秋田県職業訓練指導員採用	総合得点及び合格発表の日	雇用労働政策

選考試験	総合順位	から一箇月	課
------	------	-------	---

秋田県告示第三百四十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二條の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 氏名又は名称 若松フェニックス株式会社
代表取締役 若 松 寿 樹
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 大館市比内町笹館字下細越一番地の五
- 三 指定取消年月日 平成二十年八月一日

秋田県告示第三百四十九号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七條第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九條の規定に基づき、告示する。

平成二十年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所 の所在地及び名称	変更後	変更前
大館市清水四丁目四番十五号 株式会社伊徳	山本郡藤里町藤琴 字家の後八十四 (いとく藤琴店)	山本郡藤里町藤琴 字藤琴十三(いとく藤琴店)
売りさばき場所		

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一條の規定に基づき、公示する。

平成二十年八月十二日

- 一 落札者に係る借入物品の名称及び数量
ICカード運転免許証作成システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目一番五号
- 三 落札者を決定した日
平成二十年七月三十日
- 四 落札者の名称及び住所
株式会社東芝東北支社 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号
- 五 落札金額
月額 一円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成二十年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一條の規定に基づき、公示する。

平成二十年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
ICカード運転免許証追記装置 二十二式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目一番五号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十年七月三十日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
NECリース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
月額 七十四万五千五百円
- 六 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十條第一項の規定に該当するため。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十五号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年八月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

リハビリテーション 森岳温泉病院	山本郡三種町森岳字木戸沢百九十九番地
リハビリテーション 森岳温泉病院	山本郡三種町森岳字木戸沢百九十九番地
社会福祉法人縄文の 社介護老人保健施設 やかた	山本郡三種町鹿渡字猿田牛渕二十五番地の六十一

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

に を

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇五
 E-mail:matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄